

【別添資料 3】

○○県○○地区真珠養殖青年グループ公印取扱規程（作成例）

元号○○年○○月○○日制定

（趣旨）

第1条 ○○県○○地区真珠養殖青年グループ（以下「グループ」という。）における公印の取扱いについては、この規程の定めるところによる。

（定義）

第2条 この規程において「公印」とは、グループの業務遂行上作成された文書に使用する印章で、それを押印することにより、当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

（種類）

第3条 公印の種類は、次に掲げるものとする。

- 一 グループ印「○○グループ」の名称を彫刻
- 二 代表印「○○グループ代表」の名称を彫刻

※備考：グループ印を作成しない場合は、第一号を削除する。

（公印の形状、寸法等）

第4条 公印の名称及び寸法は、別表に掲げるものとし、その字体及び材質は、代表が別に定める。

（公印管理責任者）

第5条 公印の適切な使用及び管理を図るため、公印管理責任者を置く。

（管守）

第6条 前条の公印管理責任者は、公印が適切に使用されるよう管理するとともに、公印が使用されないときは、確実な保管設備のあるものに格納し、適切に保管しなければならない。

（押印）

第7条 公印の押印は、原則として、代表又はその委任を受けた者の指示により第5条の公印管理責任者が行うものとする。

2 第5条の公印管理責任者が不在の場合、又は秘密を要する文書に押印する必要がある場合等特別の事情がある場合に限り、前項の規定にかかわらず、代表の指名する者が行うものとする。

（印影）

第8条 公印の印影は、別添のとおりとする。

附則

この規程は、元号〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。

別 表 (第4条関係)

名称	形状・寸法	ひな型																		
○○県○○地区真珠養殖青年グループ印	角印 縦 28mm 横 28mm	<table border="1"> <tr><td>青</td><td>真</td><td>○</td></tr> <tr><td>年</td><td>珠</td><td>○</td></tr> <tr><td>グ</td><td>養</td><td>○</td></tr> <tr><td>ル</td><td>殖</td><td>○</td></tr> <tr><td>ー</td><td></td><td>地</td></tr> <tr><td>ブ</td><td></td><td>区</td></tr> </table>	青	真	○	年	珠	○	グ	養	○	ル	殖	○	ー		地	ブ		区
青	真	○																		
年	珠	○																		
グ	養	○																		
ル	殖	○																		
ー		地																		
ブ		区																		
○○県○○地区真珠養殖青年グループ代表印	角印 縦 28mm 横 28mm	<table border="1"> <tr><td>グ</td><td>真</td><td>○</td></tr> <tr><td>ル</td><td>珠</td><td>○</td></tr> <tr><td>ー</td><td>養</td><td>○</td></tr> <tr><td>ブ</td><td>殖</td><td>○</td></tr> <tr><td>代</td><td>青</td><td>地</td></tr> <tr><td>表</td><td>年</td><td>区</td></tr> </table>	グ	真	○	ル	珠	○	ー	養	○	ブ	殖	○	代	青	地	表	年	区
グ	真	○																		
ル	珠	○																		
ー	養	○																		
ブ	殖	○																		
代	青	地																		
表	年	区																		

別添（第8条関係）

○○県○○地区真珠養殖青年グループ印の印影

(※ グループ印を押
印)

○○県○○地区真珠養殖青年グループ代表印の印影

(※代表印を押印)